

事業再構築補助金第12回について

株式会社 GIMS 中小企業診断士 寶積 昌彦

<https://gims-consulting.com/houzumi@gims.co.jp>

昨年から基金の見直し等で暗礁に乗り上げていた事業再構築補助金ですが、総点検・見直しを経て漸く再開することになりました。締切期日は2014年7月26日とのこと。再開までかなりの時間を要したことから推察されるように制度自体を見る目は非常に厳しくなっており、その点を反映して第11回までとは異なる要件が加わるなど留意が必要です。そこで今回は、再開された事業再構築補助金第12回の内容について留意点も含めて確認してゆきたいと思います。

●事業再構築補助金第12回の概要

第12回以降においては、これまで多く設けられていた申請枠を簡素化し、大きく2つの申請枠にまとめています。ここでは印刷会社での申請が予想される申請枠に絞って紹介しておきます。

①成長分野進出枠(通常類型)

この申請枠は第11回まで実施されていた「成長枠」「産業構造転換枠」を合体させたような感じです。主旨としては『成長分野への進出または縮小業種からの転換』といった内容となります。

従業員規模	補助上限額	補助率
20人以下	1,500万円	中小企業 1/2
21～50人	3,000万円	
51～100人	4,000万円	
101人以上	6,000万円	

主な補助対象要件は下記の通りです。

【成長分野進出枠(通常類型)】の主な補助対象要件

- 認定支援機関の確認・資金調達先金融機関の確認を受ける事
- 補助事業終了後3～5年で付加価値額の年平均成長率4.0%以上増加
- 以下のいずれかを満たすこと
 - 事業終了後3～5年で給与支給総額を年平均成長率2%以上増加 + 取り組む事業が10年間で市場規模が10%以上拡大する業種に属している事(旧成長枠)
 - 現在の主たる事業が10年間で市場規模が10%以上縮小する事業に属しており(印刷業含む)、別の業種・業態の新規事業を実施すること(旧産業構造転換枠)

②コロナ回復加速化枠(通常類型)

次に新たに設定されたコロナ回復加速化枠ですが、これは主旨として『コロナで抱えた債務の借り換えを行った事業者への支援』になります。

従業員規模	補助上限額	補助率
5人以下	1,000万円	中小企業 2/3 ※従業員5人以下の場合400万円、従業員6～20人の場合600万円、従業員21～50人の場合800万円、従業員51人以上の場合1,200万円までは3/4
6～20人	1,500万円	
21～50人	2,000万円	
51人以上	3,000万円	

主な補助対象要件は下記の通りです。

【コロナ回復加速化枠(通常類型)】の主な補助対象要件

- 認定支援機関の確認・資金調達先金融機関の確認を受ける事
- 補助事業終了後3～5年で付加価値額の年平均成長率3.0%以上増加
- コロナ借換保証(下記)で既往債務を借り換えている事(確認書入手)

制度名	実施主体
伴走支援型特別保証(コロナ借換保証)	信用保証協会
コロナ経営改善サポート保証	信用保証協会
新型コロナウイルス感染症特別貸付	日本政策公庫
新型コロナ対策資本性劣後ローン	日本政策公庫
新型コロナ関連 マル経融資	商工会・商工会議所
沖縄雇用・経営基盤強化資金	沖縄振興開発金融公庫

なお、当該枠への申請にあたっては応募申請時に借換をしている必要があります。過去に制度利用していても完済している場合は対象外となりますので注意が必要です。

◎主な注意事項

要件の変更も含めて申請時に注意をすべき点について下記にまとめておきます。

- 金融機関から資金調達をする場合は「金融機関確認書」の提出が必要。タイミングに注意。
- 1,000万円をこえる設備・建物は申請した補助率以上の付保割合を満たす保険への加入が必要
- 事前着手法は廃止。ただし第10回・第11回で回復再生応援枠不採択だった事業者は対象
- 一定の審査条件を満たした事業者の中から必要に応じてZoomによる口頭審査を実施
- 類似テーマ・設備等が集中した場合は別途審査・減点→同じ設備で同じテーマにならないよう注意が必要
- 固定資産台帳の提出が加わった→既存事業で使用している設備の置き換えをチェックされる
- 新規事業分野の審査が厳しくなっている→成長見込み・参入可能性・差別化・優位性を示す必要あり



今回は再開された第12回の実業再構築補助金について内容を確認しました。これまでとは異なる要件もありますが、再構築を進める事業者は是非ご活用いただければと考えております。